

品目別の使用条件

例) 事務用机の使用条件

JOIFA標準使用期間10年、8年(可動部のあるもの)
引出しレール構造が木製のものとは対象外とします

【環境条件】

使用環境基準:温度20℃、湿度55%
設置条件:取扱い説明書による

【使用条件】

ご使用上の注意:取扱い説明書による

【負荷条件】

・机の天板の使用荷重は、等分布で50kg以下
・机の天板の荷重負荷は、積載物が継続して載せられていることを考慮

・引出しに収納する使用荷重(深さ別目安)

上段:深さ80mm前後、1.5kg以下

中段:深さ200mm前後、4kg以下

下段:深さ290mm前後、16.5kg以下

・引出しの収納物は、そのまま長期間収納されていることを考慮
<使用想定時間・回数>

・机上面や引出し収納物の使用日数:365日/年

・引出しの出し入れ 使用日数:250日/年 使用回数:10回/日

JOIFA標準使用期間と表示ルール(ユーザーの方にご理解いただくために)この条件の下で使用した場合、製品ごとに設定されたJOIFA標準使用期間までは、経年劣化が当該製品の構造部分の安全な使用に影響を及ぼさない期間を意味し、その期間を超えると重大事故の発生の恐れがあるという意味です。

その間、修理や部品交換があっても、それはJOIFA標準使用期間の意味を侵すものではありません。

無償保証期間後は有償にて対応させていただきます。

以降の使用条件に関し、取扱い説明書等に表記がある場合はそれを優先します。

※なお、JOIFA部会の中で、ローパーティションは、レイアウトの組み換えやパネルの追加なども行われる中で、1枚1枚のJOIFA標準使用期間を定める性格の商品ではないと判断し、除外しております。

「JOIFA標準使用期間」Q&A(14/26)

●14. JOIFA標準使用期間ラベルが貼られていない製品は、どうなのですか?

【回答】一般的に需要の多い製品を主体に強度確認を経て、条件をクリアした製品にラベルを貼っております。各品目の製品種類は多数あり使用目的別に作られていますので、標準使用期間よりも短くラベル対象外の製品もあります。

●15. 製品を選定する際に、JOIFA標準使用期間が決められている製品か否かを確認するにはどうすれば良いですか?

【回答】対象品目は、会員企業が発行する総合カタログに掲載されています。製品別に知りたい場合は、各会員企業にお問い合わせください。

●16. 標準使用期間到達後に、点検をした場合、標準使用期間は延長されるのでしょうか?

【回答】あくまでも製造年がスタートで、構造部分の経年劣化を想定した年数でありますので、点検の有無で変わるものではなく、また使用上の安全を宣告したものではありません。

●17. JOIFA標準使用

期間内(「10年」とあるのに「8年」で壊れた場合はどうなるのですか?)

【回答】標準使用期間は、あくまでも注意喚起のための期間です。期間内に不具合が発生しても、なら製品を保証するものではありません。製品を調査し、原因によって都度対応することになりますので、メーカーまたは購入先へお問い合わせください。

●18. 「誤使用」とは、どのような事をいうのですか?

【回答】その製品の本来の機能を逸脱した使われ方を言います。例えば、椅子や机を踏み台代わりに使うとか、使用条件を超えた荷重をかけるとか、長時間使用することかです。

●19. 「可動部のあるもの」とは、どのような製品を言うのですか?

【回答】一般的にキャスター、引き出し、扉、折りたたみ機構等を言います。それらを総称して可動部と表現しています。

●20. 消耗品やサービスパーツも対象なのですか?

【回答】対象ではありません。詳細は「JOIFA標準使用期間と表示ルール」についてをご参照ください。

●21. 環境に配慮されたりサイクル材料や部品再使用

した製品も対象となるのですか?

【回答】対象となります。

●22. 輸入家具や家庭内で使用する家具も対象となるのですか?

【回答】会員企業が製造または販売する家具なども含め「JOIFA標準使用期間ラベル」が貼られている物は対象になります。

●23. PL法と関わりがありますか?

【回答】PL法は、政府が定めた製造物責任法で欠陥商品から消費者を保護する法律のことです。「JOIFA標準使用期間」は、あくまでも安全にお使いいただくための注意喚起の意味ですので特に関わりはありません。

●24. 地震等の災害が発生した場合、どうなるのですか?

【回答】自然災害の発生の場合には対象外となります。

●25. この制度は、いつからスタートするのですか?

【回答】2010年1月出荷分から適用しています。

●26. JOIFA標準使用期間に関する問い合わせ先はどこですか?

【回答】(社)日本オフィス家具協会が承ります(電話03-3668-5588)